

(公印省略)

長福第 992 号
令和 5 年 5 月 12 日

地域包括支援センター センター長 各位
居宅介護支援事業所 管理者 各位

大分市福祉保健部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係るケアマネジメントの臨時的な対応の終了について (通知)

平素より介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般大分市から発出した令和 2 年 3 月 2 日付け通知 (長福第 5846 号) 及び令和 2 年 5 月 20 日付け通知 (長福第 664 号) において、ケアマネジメントの臨時的な対応を「当面の間」認めていたところではありますが、令和 5 年 5 月 1 日付けで厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における対応が示されましたので、本取扱いを終了いたしました。

つきましては、事業所内で周知徹底の上、適切なケアマネジメント業務の遂行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、居宅介護支援事業所につきましては、アセスメント及びモニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催は運営基準減算となることを申し添えます。

記

【臨時的な対応の終了後にケアプランの援助期間が残っている場合】

1. サービス担当者会議について

利用者の状況等に応じた対応をお願いします。また、末期の悪性腫瘍の患者等で認められた場合を除いて、全照会にてサービス担当者会議の開催に代えることはできませんのでご留意ください。

※介護予防支援については、上記に加え利用者に大きな変化が見られない場合も、全照会にてサービス担当者会議の開催に代えることができます。

2. ケアプランの同意・署名について

対面にて説明を行ってください。

3. アセスメントおよびモニタリングについて

速やかに利用者の居宅を訪問し、利用者や家族と面接しアセスメントを実施してください。その上で、必要に応じてケアプランの見直しを検討してください。モニタリングに関しても、利用者の居宅 (居室) を訪問し、利用者や家族と面接してください。

以上

【問い合わせ】

大分市長寿福祉課地域支援担当班
電話：537-5746